

学校法人日本社会事業大学コンプライアンス推進に関する規程

平成21年11月1日
規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本社会事業大学（以下「本法人」という。）における適法かつ公正な業務の運営を確保し、本法人に勤務する職員等による法令違反又は不正行為等を防止するとともに、職員又は職員以外の者からの通報及び相談に適切に対応し、当該通報者の保護を図り、もって、本法人におけるコンプライアンスの推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本法人の職員等が法令、寄附行為及び学則等本法人が定める諸規則（以下「諸規則等」という。）を遵守するとともに、公平・公正かつ誠実に職務を遂行し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。
- 2 この規程において「職員等」とは、学校法人日本社会事業大学就業規則（昭和47年規則第1号）第2条及び第3条に規定する者をいう。
- 3 この規程において「通報等」とは、本法人の職員又は職員以外の者が不正な意図を持たずに、諸規則等に違反する事実、人の生命、健康もしくは安全を害し、又は重大な影響を与えるおそれのある事実、その他業務に係る不正な事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報又は相談することをいう。なお、通報対象には、個人の職務以外の法令違反行為は含まないものとする。

(職員等の責務)

- 第3条 職員等は、本法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に社会的良識をもって公正・公平かつ誠実に職務の遂行に努めなければならない。
- 2 職員等は、職務の遂行にあたっては地域社会その他本法人に関係する者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得られるよう努めなければならない。
- 3 本法人の業務遂行において、管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(コンプライアンス推進等責任者)

- 第4条 本法人に、コンプライアンスの推進及び通報等への適切な対応を図るため、コンプライアンス推進等責任者（以下「推進責任者」という。）を置くものとする。
- 2 推進責任者とは、社会福祉学部、大学院各研究科、通信教育科、実習教育センター、図書館、研究所、子ども学園及び事務局の長をいう。

(コンプライアンス委員会)

- 第5条 本法人におけるコンプライアンス体制の推進を図り、公平・公正かつ誠実な職務の遂行を確保するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、原則として、理事長が事案に応じて指名する3名の委員（うち1名以上は学外の有識者とする。）で構成する。
- 3 委員会の運営については、別に定める。

(コンプライアンス相談窓口)

第6条 コンプライアンスの保持に係る相談に応じるとともに、通報等を受け付けるため、総務課内に「コンプライアンス相談窓口」を置く。

2 相談窓口は、通報等を受けた場合、速やかに案件に関わる担当の推進責任者にその内容を報告するものとする。ただし、緊急性の高い場合には、同時に理事長に報告するものとする。

3 推進責任者は、前項の報告を受けたときは、その状況を確認のうえ、速やかに理事長にその事実関係を報告するものとする。

(利益相反関係の排除)

第7条 委員会委員、推進責任者及び相談窓口担当者並びに第11条第3項の規定に基づく調査担当者は、自らが関係する通報等の処理に関与してはならない。

(通報者の責務)

第8条 通報を行う者は、通報対象の事実について、行為者の氏名、所属及び内容等ができる限りわかりやすく通報しなければならない。

2 通報は、原則として、通報者が職員である場合は、氏名、所属及び連絡先電話番号を、職員以外である場合は、氏名及び連絡先電話番号を明らかにして行わなければならない。

3 通報等は、本法人の運営の適正化に資するために行われるものであり、虚偽の通報や他人を誹謗中傷するような通報その他不正な意図や感情によって通報を行ってはならない。

(通報の方法等)

第9条 前条の通報等は、通報者が、第6条に規定する「コンプライアンス相談窓口」に対して直接、郵便、電話、FAX、電子メール、書面及び面談により行うものとする。

(通報者等の保護)

第10条 本法人は、通報者及び調査協力者の氏名、住所等の個人情報については、厳格に保護し開示しないものとする。

2 本法人は、通報者及び調査協力者に対して、当該通報及び協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いをしてはならない。また、通報者の職場環境が悪化することの無いよう、適切な措置を執らなければならない。

(調査等)

第11条 理事長は、第6条第3項の報告内容を検討の上、推進責任者以外の者による追加的調査が必要と判断したときには、委員会を設置する。

2 委員会は、通報等に関し事実関係を解明するため、迅速に調査を実施するものとする。

3 委員会は、当該調査に関連する所属先の職員等に対し、関係資料の提出及び説明を求めることができる。

4 委員会は、特定の委員又は関連知識を有する職員等に通報内容について書類調査、実施調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行わせることができる。

5 委員会は、通報された内容及び事実関係の調査から得られた情報は、他に漏洩してはならない。

(調査結果の報告等)

第12条 委員会は、調査の結果を適時理事長に報告するとともに、当該通報者に対して通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び特に通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(是正措置の実施)

第13条 理事長は、第6条第3項又は第12条の報告によって、諸規則等に違反する行為が確認された場合には、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に努めなければならない。

2 理事長は、重大なコンプライアンス違反の事実を把握し、緊急を要すると判断したときには、第6条第3項又は第12条の報告を待たずに、必要な是正措置を講じるものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進等に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。

2 この改正規定は、平成26年9月1日から施行する。